

(別記2 別紙様式第1号)

令和6年5月20日

女性の就農環境改善計画書

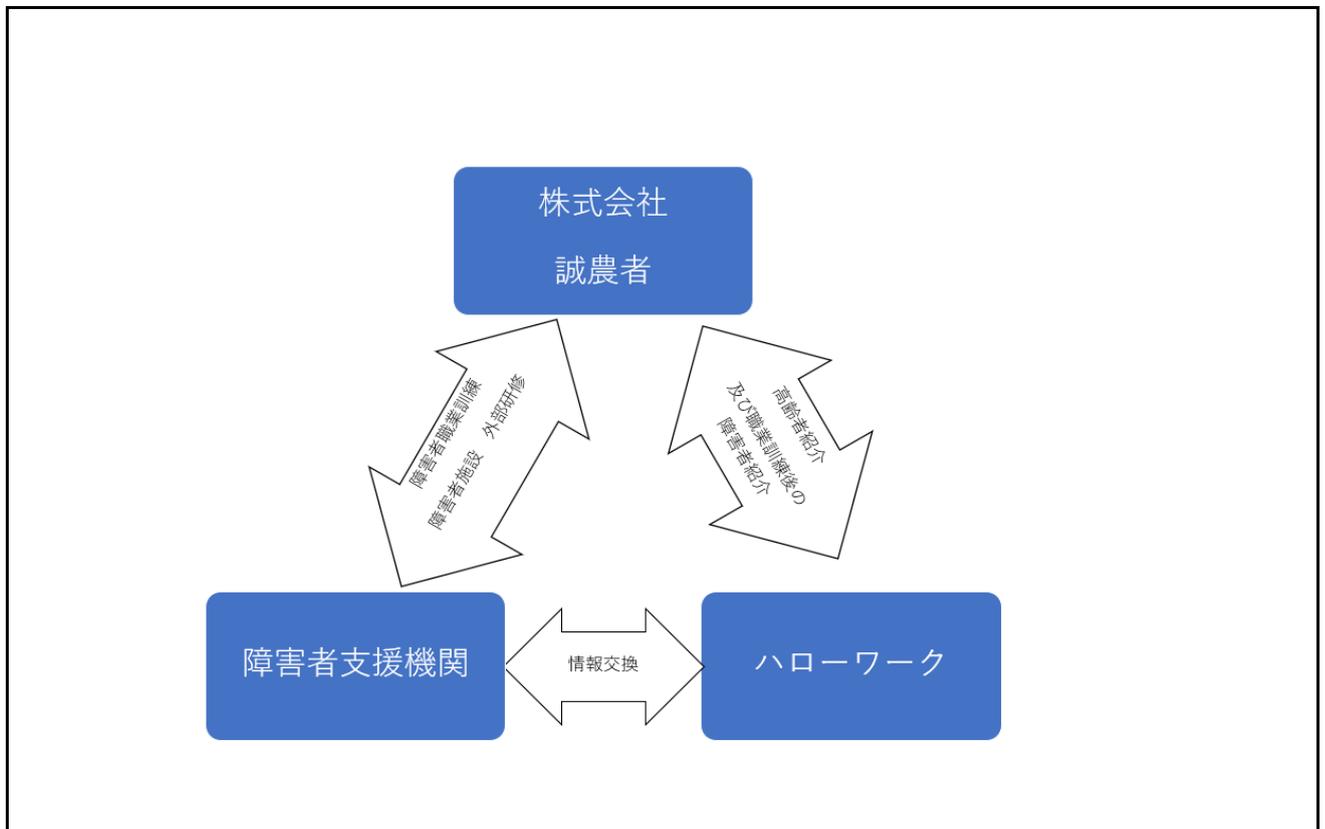
(令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業(女性が働きやすい環境の整備支援))

1 地域取組主体の概要

名称	株式会社 誠農者	
所在地	石川県鳳珠郡能登町羽生ろ3	
代表者	伊勢真理子	
主な組織の事業内容(注)	鶏舎での卵の採卵 鶏2万羽 従業員数7名(うち女性5名)	女性農業者の人数: 人 5名

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題 (注)

【地域の女性農業者の課題】

令和6年能登地震により被災し営業再開出来ない企業が多くあり、再就職出来ない人が多くいます。

今回は農業に関わらず多くの女性が職を失っている状況です。

その中でも高齢女性、障害者女性の雇用、就労先が非常に困難な状況に陥っています。

現在の職場環境の中で当社のボトルネックになっているのはトイレです。

特に冬場（11月～3月）にかけては非常に寒い環境で作業を行っており、トイレの使用回数も多くトイレを使うのを遠慮し体調を悪くする可能性もある状態です。

【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】

女性従業員から多くの不平不満があり男女別のトイレの設置が雇用等には最低限必要条件となります。

特に当社には外国人実習生もおり、今後も採用する予定ですのでトイレは男女別や洋式トイレが最低限の施設となります。

特に現状は令和6年能登地震の影響で男女兼用トイレと浄化槽も破壊され現在簡易トイレで対応しており、場合によってはトイレ使用可の施設のトイレまで行ってる人もいます。

即時この環境を脱する必要がある、女性活躍以前の状態にあります。

【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

女性が活躍する上で作業場の環境も必要になりますが、作業場以外の施設の環境整備は更に重要となります。

特に雇用相談、面接の時に作業上の説明（作業内容、出勤時間等々）はしますが、トイレや休憩場に関しては面接者からの質問は殆どなく、雇用が決まってから気付きトイレの不便さを指摘され退職された方もいます。

以上の事から男女別トイレは非常に大事な施設となります、

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

確保する施設等の区分	①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他				
区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性農業者 (注3) の人数	備考
②男女別トイレ	令和6年7月	養鶏場休憩場横	1	5	
計			1	5	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

4 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組 (注)

時期	取組内容・回数	備考
6月	障害者職業訓練の受け入れ事業所の登録、随時募集	
6月～	就労支援事務所やなぎだハウス様との情報交換 (月1回)	
7月～	就労支援事務所 奥能登ワークス様との情報交換 (月1回)	
7月～	石川県立金沢産業技術専門校様との情報交換 (月1回)	

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容 (例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など) を記載すること。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。

5 女性農業者確保の目標 (注)

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数 (注)	事業実施年度	2	人
	事業実施翌年度	7	人
	合計	9	人
(女性農業者の新規確保人数の内訳)			
自営農業就業者 人、雇用就農者 1人、アルバイト等 8人			

- (注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。
- ※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。
 - ※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
 - ※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。
 - ※第2の1の(5)の計画の承認申請においては、本様式中の「(実績)」を削除すること。